

教育・保育に関する中期計画

(2019～2023)



社会福祉法人 函館共愛会

目 次

1	計画策定の趣旨	1
	(1) 計画策定の意義	
	(2) 函館共愛会における保育事業の沿革	
	(3) 幼保連携型認定こども園への移行	
	(4) 教育・保育要領の改訂	
2	地域を取り巻く子育て環境	6
	(1) 少子化の現状	
	(2) 子ども・子育て支援の充実に向けて	
	(3) 保育所，こども園および幼稚園の配置状況	
	(4) 函館共愛会が開設している認定こども園の現状	
3	教育及び保育に関する理念と目標	14
	(1) 事業の目的	
	(2) 教育・保育理念	
	(3) 教育・保育方針	
	(4) 教育・保育目標	
4	選ばれるこども園をめざして	15
	I 保護者に選ばれ、子どもが通いたくなるこども園	16
	(1) 教育・保育内容の向上	
	(2) 子育て支援の充実	
	II 保育者が働きたくなるこども園	18
	(1) 新卒者の雇用確保	
	(2) 在職者の労働環境の改善	
	(3) 職場の魅力向上	
	III 地域に求められるこども園	20
	(1) 地域との連携の強化	
	(2) 施設整備の推進	
※	教育・保育中期計画策定委員会設置要綱・委員名簿・開催経過	22

1 計画策定の趣旨

(1) 計画策定の意義

函館市内および知内町において、12の認定こども園と3つの特別養護老人ホームのほか、養護老人ホーム、ケアハウスなどを運営している社会福祉法人函館共愛会は、「地域と共に」をモットーに、安全で安心できる福祉サービスを提供し続けることを目標に事業を展開しています。

社会福祉法人は、事業を存続・継続させなければならない社会的責任があり、そのためには、単年度毎の決算状況に止まることなく、社会経済の動向や地域の状況を的確に把握し、中長期的な視点で経営判断することが求められています。

特に、2016(平成28)年の社会福祉法の改正により、社会福祉法人は、経営組織のガバナンスの強化をはじめ、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化に加え、地域における公益的な取組を実施する責務が課せられたところです。

函館共愛会では、2014(平成26)年に「保育中期計画」を初めて策定し、認定こども園への移行や南かやべ認定こども園の開設などを進めてきましたが、計画期間が2018(平成30)年度までとなっています。

このため、函館共愛会における保育事業の沿革をあらためて振り返り、国の制度変更や地域の状況を把握したうえで、教育・保育に関する理念と目標を掲げ、地域のニーズに的確に対応したサービスを提供することで、保護者をはじめ、子どもたちや保育者から選ばれ、地域にも求められるこども園をめざし、法人職員が将来の方向性を共有して、地域社会に貢献することを目的に新たな計画を策定するものです。

名 称	保育中期計画	教育・保育中期計画
計画期間	2014年度～2018年度	2019年度～2023年度
策定年月	2014年6月	2019年3月
内 容	<ul style="list-style-type: none">・ 幼保連携型認定こども園への移行・ 保育定数の見直し・ (仮称)南かやべ認定こども園の新設・ 老朽化保育施設の建替えと統廃合・ 今後の特徴ある保育園づくり	<ul style="list-style-type: none">・ 選ばれるこども園をめざして・ 保護者に選ばれ、子どもが通いたくなるこども園・ 保育者が働きたくなるこども園・ 地域に求められるこども園

(2) 函館共愛会における保育事業の沿革

社会福祉法人函館共愛会は、1934(昭和9)年3月21日に発生した函館大火を契機に設立されました。

函館は明治期以来、千戸以上が消失した火災が10回ありますが、なかでも1934年の大火は、函館市の3分の1を焼き尽くしました。

この大火により、全国から多くの義援金が寄せられ、その一部から168万3071円(2015年の価格では約12億円余り)を原資として、同年11月16日、当時の坂本森一函館市長を理事長に財団法人函館共愛会が設立されました。

設立当初から、簡易住宅の建設や託児所の運営などの社会事業を担い、新川町、谷地頭町、高盛町の3カ所で始まった保育事業は、駒止町と亀田町にも託児所を開設し、第二次世界大戦による苦難を乗り越え1952(昭和27)年に社会福祉法人となった際には、千才保育園を加え6つの保育園となりました。

1969(昭和44)年にはゆりかご乳児保育園を、1981(昭和56)年には駒場乳児保育園を開設したほか、1985(昭和60)年にはつくし保育園を別の社会福祉法人から継承し、9つの保育園となりました。

その後、市立保育園の民営化に伴い、鍛冶さくら保育園、赤川保育園を開設し、2016(平成28)年度にはそれまでの11園が幼保連携型認定こども園に移行するとともに、南かやべ認定こども園を開設し、現在は12の認定こども園を運営しています。

名 称	住 所	設立年	備 考
駒止認定こども園	船見町 20-5	1935(昭和10)年	
亀田認定こども園	亀田町 5-19	1937(昭和12)年	
高盛認定こども園	高盛町 30-16	1935(昭和10)年	
谷地頭認定こども園	谷地頭町 8-12	1935(昭和10)年	
中央認定こども園	新川町 1-5	1935(昭和10)年	
千才認定こども園	千歳町 19-1	1952(昭和27)年	
ゆりかご認定こども園	中島町 33-18	1969(昭和44)年	
駒場認定こども園	駒場町 10-22	1981(昭和56)年	
つくし認定こども園	榎本町 16-17	1980(昭和55)年	昭和60年継承
鍛冶さくら認定こども園	鍛冶1丁目 11-21	2009(平成21)年	
赤川認定こども園	赤川町 161-2	2012(平成24)年	
南かやべ認定こども園	川汲町 1601 番 1	2016(平成28)年	

(3) 幼保連携型認定こども園への移行

幼稚園と保育所の機能を併せ持つ認定こども園の制度は、2006(平成18)年に創設され幼稚園と保育所のそれぞれの認可が必要でしたが、2015(平成27)年度からは子ども・子育て支援新制度の施行により、学校及び児童福祉施設としての法的位置付けを持つ単一施設にあらためられ、各市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づく施設型給付の対象となりました。

函館市では、2015(平成27)年度に2019(平成31)年度までの函館子ども・子育て支援事業計画を策定し、そのなかで示された教育・保育の需給計画において、教育・保育施設の潜在的な利用希望を含む総体的な需要は減少するものの、保育利用率は高まり、施設型給付費の対象となる教育・保育施設は増加すると見込んでいます。

こうしたなかで、函館共愛会では、人口が減少するとともに少子化が進む地域の状況を踏まえ、一定規模の子ども集団を確保しつつ教育と保育を一体的に提供するとともに、地域の子育て支援にこれまで以上に取り組むため、2016(平成28)年度から全ての園について、幼保連携型認定こども園として認可を受けました。

これにより、これまでの保育に欠ける子どもたちを対象とした保育事業から、全ての子どもたちに教育と保育を提供できることになり、各園に所属する保育士は、保育士資格に加え幼稚園教諭の免許を併せ持つ保育教諭となることが求められるとともに、国が示す認定こども園教育・保育要領に基づく対応が必要になりました。

区 分	保育所	認定こども園	幼稚園
根拠法令	児童福祉法	認定こども園法※	学校教育法
1日の保育時間	原則8時間	標準4時間～原則8時間	標準4時間
年間の教育・保育日数	規定なし(長期休暇なし)	各施設が決定	39週(長期休暇あり)
保育士・教員資格	保育士資格	0～2歳児 保育士資格 3～5歳児 保育教諭 (保育士資格と幼稚園教諭の双方が必要)	幼稚園教諭免許
教育・保育の内容	保育所保育指針	認定こども園教育・保育要領	幼稚園教育要領
保育料等	保護者の課税状況に応じ市町村に納付	保護者の課税状況と利用時間に応じ設置者に納付	設置者に納付
給食	給食を提供	給食を提供	弁当持参

※就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

(4) 教育・保育要領の改訂

2015(平成27)年度からの子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、国は幼稚園教育要領と保育所保育指針との整合性を確保しつつ、幼保連携型認定こども園教育・保育要領を定め、2017(平成29)年度には、幼稚園教育要領と保育所保育指針の改正に伴い、幼保連携型認定こども園教育・保育要領も同時に改訂されました。

このなかで、各要領・指針に共通した育みたい資質と能力および幼児期の終わりまでに育ってほしい姿が示されるとともに、認定こども園では、入園から修了まで目標に向かってどのように教育及び保育を進めるかを明らかにする「全体的な計画」をはじめ、教育課程や年齢別の年間指導計画のほか、食育や保健に関する計画など各種計画を作成・公開し、その内容を保護者や社会と共有して、保護者や地域社会と協力のもと子育てに取り組む方向性が示されました。

函館共愛会が運営する12のこども園においても、このたびの教育・保育要領の改訂を受け、これまでの取り組みをベースとしつつ、「全体的な計画」をはじめとする各種計画を策定し、これに基づき、保護者や地域社会とともに、教育及び保育を行っています。



幼保連携型認定こども園教育・保育要領（2018年度施行）

育みたい資質・能力 3本の柱

- ア 豊かな体験を通じて、感じたり、気付いたり、分かったり、できるようになったりする「知識及び技能の基礎」
 イ 気付いたことや、できるようになったことなどを使い、考えたり、試したり、工夫したり、表現したりする「思考力、判断力、表現力等の基礎」
 ウ 心情、意欲、態度が育つ中で、よりよい生活を営もうとする「学びに向かう力、人間性等」

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

ア 健康な心と体	幼保連携型認定こども園における生活の中で、充実感をもって自分のやりたいことに向かって心と体を働かせ、見通しをもって行動し、自ら健康で安全な生活をつくり出すようになる。
イ 自立心	身近な環境に主体的に関わり様々な活動を楽しむ中で、しなければならないことを自覚し、自分の力で行うために考えたり、工夫したりしながら、諦めずにやり遂げることで達成感を味わい、自信をもって行動するようになる。
ウ 協同性	友達と関わる中で、互いの思いや考えなどを共有し、共通の目的の実現に向けて、考えたり、工夫したり、協力したりし、充実感をもってやり遂げるようになる。
エ 道徳性・規範意識の芽生え	友達と様々な体験を重ねる中で、してよいことや悪いことが分かり、自分の行動を振り返ったり、友達の気持ちに共感したりし、相手の立場に立って行動するようになる。また、きまりを守る必要性が分かり、自分の気持ちを調整し、友達と折り合いを付けながら、きまりをつくったり、守ったりするようになる。
オ 社会生活との関わり	家族を大切にしようとする気持ちをもつとともに、地域の身近な人と触れ合う中で、人との様々な関わり方に気付き、相手の気持ちを考えて関わり、自分が役に立つ喜びを感じ、地域に親しみをもつようになる。また、幼保連携型認定こども園内外の様々な環境に関わる中で、遊びや生活に必要な情報を取り入れ、情報に基づき判断したり、情報を伝え合ったり、活用したりするなど、情報を役立てながら活動するようになるとともに、公共の施設を大切に利用するなどして、社会とのつながりなどを意識するようになる。
カ 思考力の芽生え	身近な事象に積極的に関わる中で、物の性質や仕組みなどを感じ取ったり、気付いたりし、考えたり、予想したり、工夫したりするなど、多様な関わりを楽しむようになる。また、友達の様々な考えに触れる中で、自分と異なる考えがあることに気付き、自ら判断したり、考え直したりするなど、新しい考えを生み出す喜びを味わいながら、自分の考えをよりよいものにするようになる。
キ 自然との関わり・生命尊重	自然に触れて感動する体験を通して、自然の変化などを感じ取り、好奇心や探究心をもって考え言葉などで表現しながら、身近な事象への関心が高まるとともに、自然への愛情や畏敬の念をもつようになる。また、身近な動植物に心を動かされる中で、生命の不思議さや尊さに気付き、身近な動植物への接し方を考え、命あるものとしていたわり、大切にすることを覚えるようになる。
ク 数量や図形、標識や文字などへの関心・感覚	遊びや生活の中で、数量や図形、標識や文字などに親しむ体験を重ねたり、標識や文字の役割に気付いたりし、自らの必要感に基づきこれらを活用し、興味や関心、感覚をもつようになる。
ケ 言葉による伝え合い	保育教諭等と心を通わせる中で、絵本や物語などに親しみながら、豊かな言葉や表現を身に付け、経験したことや考えたことなどを言葉で伝えたり、相手の話を注意して聞いたりし、言葉による伝え合いを楽しむようになる。
コ 豊かな感性と表現	心を動かす出来事などに触れ感性を働かせる中で、様々な素材の特徴や表現の仕方などに気付き、感じたことや考えたことを自分で表現したり、友達同士で表現する過程を楽しんだりし、表現する喜びを味わい、意欲をもつようになる。

2 地域を取り巻く子育て環境

(1) 少子化の現状

函館市の人口が減少するなかで、6歳未満の子どもの数も減少しており、10年前に比べると2割以上の減少となっており、5年前に比べても13.2%減少しています。

認定こども園をはじめ、保育所や幼稚園は、必ずしも居住地の周辺に入園するわけではありませんが、函館市子ども・子育て支援事業計画による地区別の子ども数を公表されている5歳未満の子ども数でみると、北部地区がおよそ4割を占め、北部地区で10年前を1割以上上回った年もありましたが、今年3月では全市合計で8割を切っており、特に東部地区と西部地区の減少が大きくなっています。

また、5年前との比較では、中央部と北東部で9割台を維持しているものの、その他の地区ではおよそ2割から3割の減少となっています。

20歳台から30歳台の女性人口が減少していることから、今後も子どもの数は減少すると見込まれます。

函館市における6歳未満児の推移

区 分	6歳未満児人口	平成20年基準指数	平成25年基準指数
2008(平成20)年	11,679人	100.0%	—
2013(平成25)年	10,906人	91.3%	100.0%
2018(平成30)年	9,261人	79.3%	86.8%

※各年3月末現在住民記録台帳人口

地区別の5歳未満児の推移

区 分		西部	中央部	東央部	北東部	北部	東部	計
実 数	2008年	633人	1,678人	1,904人	3,732人	1,281人	406人	9,634人
	2013年	602	1,541	1,721	3,306	1,428	277	8,875
	2018年	418	1,411	1,347	3,025	1,187	234	7,622
指 数	2008年	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	2013年	95.1	91.8	90.4	88.6	111.5	68.2	92.1
	2018年	66.0	84.1	70.7	81.1	92.7	57.6	79.1
指 数	2013年	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
	2018年	69.4	91.6	78.3	91.5	83.1	84.5	85.9

※各年3月末現在住民記録台帳人口 地区別は函館市子ども・子育て支援計画による

(2) 子ども・子育て支援の充実に向けて

少子化や核家族化の進行とともに、共稼ぎ家庭が増加し、非正規雇用の割合も高まるなど、社会、経済環境の変化により、子育て家庭を取り巻く環境が変化しており、保護者の就業の有無にかかわらず、子どもが安心して生まれ、子ども同士が集団のなかで育ち合うことができるよう、すべての子どもたちの育ちと子育てを支援することが求められています。

このため、少子化が進行するなかにあっても、教育と保育を一体的に提供するとともに地域の子育て家庭への支援を行う認定こども園の需要が高まっており、国は既存の幼稚園や保育所からこども園への移行を促進しています。

また、多様な子育て支援サービスへのニーズの高まりにより、延長保育や一時預かり、子育てサロンの開設など地域子ども・子育て支援事業の充実が求められています。

こうしたなかで、国においては、2019年10月から幼児教育と保育の無償化を進めることとしており、また、子ども・子育て支援新制度の施行から5年後の見直しを進めていることから、函館共愛会が経営する認定こども園においても、こうした国の動向を見極めつつ、あらたな需要に的確に対応した事業展開が必要になっています。

認定こども園を利用可能な子どもの区分

認定区分	対象となる子ども	利用手続き
1号認定	満3歳以上で教育を希望	園に直接申し込み、園と契約
2号認定	満3歳以上で保育を必要	市町村に認定申請し、市町村が利用調整、
3号認定	満3歳未満で保育を必要	利用先を決定後、園と契約



(3) 保育所、こども園および幼稚園の配置状況

函館市内には、2018(平成30)年4月1日現在、12の保育園、44の認定こども園、12の幼稚園があり、保育園と幼稚園の認定こども園への移行が進んでいます。

利用定員は、1号認定に相当する教育分野が3,608人、2号認定と3号認定に相当する保育分野が3,630人となっています。

地区別には、中央部と北東部、東央部に多くなっていますが、5歳未満の人口との比較では、西部と中央部、東部が高く、北東部と北部では低くなっています。

利用する施設の位置は、居住地の周辺とは限らず、特に2号認定と3号認定では職場の近くを選択するケースもあることから一概にはいえませんが、函館共愛会が開設している認定こども園の占める割合が高い西部、中央部、東部が5歳未満の人口割合が高くなっています。

また、5歳未満人口が多く減少幅も小さい北東部には、函館共愛会が開設している認定こども園が少なく、地域に求められるこども園となることができるよう、定員および配置の見直しが必要と考えられます。

地区別の開設状況

区分	施設数(箇所)			利用定員(人)			5歳未満人口(人)	定員/人口(%)
	保育所	こども園	幼稚園	保育	教育	計		
西部	-	(2) 5	2	(130) 285	(20) 235	(150) 520	418	124.4
中央部	1	(5) 16	1	(275) 1,108	(45) 955	(320) 2,063	1,411	146.2
東央部	4	(2) 8	3	(130) 715	(20) 575	(150) 1,290	1,347	95.8
北東部	6	(2) 9	4	(195) 1,117	(20) 1,053	(215) 2,170	3,025	71.7
北部	1	(-) 4	1	(-) 290	(-) 630	(-) 920	1,187	77.5
東部	-	(1) 2	1	(70) 115	(25) 160	(95) 275	234	117.5
計	12	(12) 44	12	(800) 3,630	(130) 3,608	(930) 7,238	7,622	94.9

※2018(平成30)年4月1日現在

※上段()は函館共愛会開設認定こども園の数と利用定員で内数

(4) 函館共愛会が開設している認定こども園の現状

① 入園者の状況と保育教諭の配置状況

人口減少と少子化が進行するなかにあつて、地域によっては利用定員を超えているこども園もあり、地域にかかわらず年度途中での入園希望もありますが、全国的な人手不足は地域のこども園にも波及し、保育教諭の資格・免許を有する人材を確保することが困難になっています。

また、パートタイムでの勤務者が保育教諭のおよそ4割を占めるなど、各園では必要な保育教諭の人数は確保してはいるものの、入園希望者の全てを受け入れることができない状況も生じており、保育者が働きたくなる魅力的なこども園となるが必要になっています。

函館共愛会開設認定こども園の入所児童数と保育教諭の配置状況

(単位：人，%)

名 称	利用定員			入所児童数			園 児 充足率	保育教諭人数					
	1号	2,3号	計	1号	2,3号	計		必要数	フルタイム	パートタイム	計	常勤換算	剰員
駒 止	5	50	55	3	35	38	69.1	8	7	2	9	8	0
亀 田	15	80	95	15	72	87	91.6	14	10	7	17	15	1
高 盛	5	50	55	5	36	41	74.5	9	6	6	12	10	1
谷地頭	10	55	65	6	54	60	92.3	10	8	6	14	12	2
中 央	15	90	105	12	84	96	91.4	14	11	7	18	15	1
千 才	5	40	45	2	45	47	104.4	11	7	6	13	11	0
ゆりかご	10	40	50	8	42	50	100.0	11	8	7	15	11	0
駒 場	10	50	60	4	50	54	90.0	11	8	6	14	12	1
つくし	10	80	90	7	76	83	92.2	13	12	5	17	14	1
鍛冶さくら	10	95	105	12	95	107	101.9	15	11	10	21	17	2
赤 川	10	100	110	10	110	120	109.1	18	13	9	22	19	1
南かやべ	25	70	95	22	76	98	103.2	14	12	4	16	14	0
計	130	800	930	106	775	881	94.7	148	113	75	188	158	10

※入所定員は2018年度 入所児童数および保育教諭人数は2018年10月1日現在

※保育教諭人数は、園長および休業中の保育教諭等を除く人数

② 各こども園の取り組み・特色

函館共愛会が開設している12のこども園の開園時間は、園毎に若干の違いはあるものの、全ての園で乳児保育、延長保育、一時預かりを行っており、特に中央認定こども園では延長保育を2時間まで行うとともに、休日保育も行っているほか、中央、鍛冶さくら、赤川、南かやべの各園には、函館市の委託により子育てサロンを開設しており、子育て中の親子が集い、専任職員による子育て相談などを行っています。

また、各園の地域性や保護者のニーズに対応し、それぞれの園において特色ある教育・保育を行っています。しかし、少子化や共稼ぎ世帯の増加、人手不足などの状況に加え、国の制度改正や2020年からの新たな函館市子ども・子育て支援計画の動向などへの対応が求められています。

函館共愛会開設認定こども園の開園時間等

名称	開園時間	乳児保育	開園時間を超える延長保育	一時預かり(一般型)	一時預かり(幼稚園型)	休日保育	子育てサロン
駒止	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	(あり)	あり	—	—
亀田	7:00~18:00	生後57日以降	1時間	(あり)	あり	—	—
高盛	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	(あり)	あり	—	—
谷地頭	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	(あり)	あり	—	—
中央	7:00~18:00	生後57日以降	(2時間)1時間	(あり)	あり	あり	併設
千才	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	あり	あり	—	—
ゆりかご	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	あり	あり	—	—
駒場	7:00~18:00	生後57日以降	1時間	(あり)	あり	—	—
つくし	7:00~18:00	生後57日以降	(1時間)30分	(あり)	あり	—	—
鍛冶さくら	7:15~18:15	生後57日以降	(1時間)30分	あり	あり	—	併設
赤川	7:15~18:15	生後57日以降	(1時間)30分	あり	あり	—	併設
南かやべ	7:15~18:15	生後57日以降	(1時間)	(あり)	あり	—	併設

※2018年4月1日現在 ()は自主事業

函館共愛会開設認定こども園の特色

名 称	特 色
駒 止	山と緑，海に囲まれた自然豊かな環境にあり，四季を通じ季節の移り変わりを楽しみながら様々な体験活動や地域交流などを通じて人との触れ合いや心と体の成長を育てています。また，習字やダンスで学習する姿勢やリズム感を養っています。
亀 田	昔遊びや和太鼓，リズム運動などを取り入れ，身体を動かして遊ぶこと・夢中になって遊ぶこと・考え工夫して遊ぶ経験を大切に積み重ね，子ども・保護者・地域と「共に育つ」ことをめざしています。老人施設との交流も大事にしています。
高 盛	体操や柔道で体幹を鍛え運動能力を高めるとともに，よさこい，和太鼓，鍵盤ハーモニカなど，様々な経験により子供たちの自信と意欲に繋げているほか，建物の広さを活かして室内にキッズルームを作り，地域の子供たちにも解放しています。
谷地頭	親子・孫三世にわたり入園されている世帯もあるなど，長く地域に根ざしてきた園で，ちびっこ相撲や空手，自然いっぱい環境のなかでの様々な経験を通して，心と身体の成長を育み，地域交流などで思いやる気持ちを大切にしています。
中 央	函館駅に近く，観光客が賑わう自由市場など商店街が隣接し，地域に根付いたイベントにも参加しています。大きな集団の輪の中で，人とつながり，「あそび」の中で育つ力と豊かな体験を大切に保育・教育を行っています。
千 才	小規模園ならではの家庭的な雰囲気と異年齢での触れ合いを大切にしています。園前の千才公園で日々活動したり，空手やボール指導を通して体幹を鍛えたりしながら，体を動かすことの楽しさを十分に味わえるように取り組んでいます。
ゆりかご	乳児保育園として開設されたことから，園児の発達や育ちを大切に，家庭的であたたかい雰囲気の中，丁寧な保育を心がけています。また，町会のお祭りや児童館の行事への参加，中島廉売へのお出かけなど地域交流を大事にしています。
駒 場	競馬場と隣り合わせの広い芝生の園庭で，子どもたちは馬を見たり，元気いっぱい遊んでいます。体操や空手のほか，海や山へ出かける自然教室，地域への和太鼓披露など様々な経験を通して，子どもの心と身体の健やかな成長を支援しています。
つくし	近くには香雪園やサイクリングロードがあり，自然豊かな環境の中，散歩や散策をのびのびと楽しむことができます。地域の老人施設や町内会とも交流をもち，世代間交流も行っているほか，英語や体操など楽しみながらの活動も行っています。
鍛冶さくら	はだし保育，リズム運動，散歩など健康な体作りに力を入れており，体操あそび教室を通じ運動に対する意欲を高めています。男性3名を含む全ての保育教諭がそれぞれの得意分野を活かしながら，一人ひとりの育ちを丁寧に支えています。
赤 川	自然に恵まれた環境，子どもたちが心地よく過ごすことができる空間がたくさんあります。感性豊かに思いやりの心を育て，自分でやってみよう，あきらめずに挑戦しようとする子どもになって欲しいと願い保育・教育を行っています。
南かやべ	子ども達は，海と山からの心地よい風の吹き抜ける園舎で安心安全に生活しています。磯遊びや雪遊び，バス遠足など戸外遊びを取り入れながら，様々な経験をし元気な心と体作りをしながら，日々の遊びの中で学びに向かう力を育てています。

③ 施設の現状

函館共愛会が開設している12のこども園のうち、西部地区や中央部地区に開設しているこども園には、建築後60年以上経過したものもあるなど老朽化した建物が多く、東央部の2園も40年近く経過しており、子どもの数が多かった時代に建てられ、現状では過大な建物となっている園やこども園の移行により設置基準に合致していない建物、衛生管理の面で課題を有しているものもあります。

また、地震や津波などの自然災害へのリスクを抱えているこども園もあることから、地域性に配慮しつつ、安全を確保できるよう施設更新が必要になっています。

函館共愛会開設認定こども園建物の状況

名称	地区	敷地面積	建築年	構造	床面積	耐震診断	津波想定	洪水想定	土砂想定	備考
駒止	西部	1,086.76 m ²	1985年	RC2 階建	701.00 m ²	○	なし	なし	警戒区域	
亀田	中央部	879.39	1975年	SRC2 階建	773.83	要補強	2~3m	なし	なし	
高盛	中央部	674.18	1975年	SRC2 階建	752.49	○	1m未満	なし	なし	
谷地頭	西部	1,032.39	1970年	SC, S2 階建	600.05	要補強	3~4m	なし	なし	
中央	中央部	1,496.09	1983年	RC2 階建	703.95	○	3~4m	なし	なし	
千才	中央部	46.41	1952年	W2 階建	269.76	非耐震	2~3m	なし	なし	市有地 1985増築
ゆりかご	中央部	547.34	2004年	RC2 階建	482.74	○	なし	なし	なし	
駒場	東央部	1,254.51	1981年	RC 平屋建	486.00	○	なし	なし	なし	市有地
つくし	東央部	988.57	1980年	RC3 階建	590.32	○	なし	なし	なし	
鍛冶さくら	北東部	1,656.46	2008年	RC3 階建	933.44	○	なし	なし	なし	市有地
赤川	北東部	1,944.00	2012年	RC2 階建	992.69	○	なし	なし	なし	市有地
南かやべ	東部	2,892.89	2015年	RC2 階建	1,012.01	○	なし	なし	なし	市有地

※耐震診断は、2017,2018年度に実施した耐震診断の結果



④ 保護者からの評価

函館共愛会では、毎年保護者を対象としたアンケート調査を行っており、2017(平成29)年度の結果では、全ての設問で「満足」と「どちらかといえば満足」との回答が9割を超えるなど高い評価を得ています。

しかしながら、保護者とのコミュニケーションに係わる設問では相対的に「満足」が低い傾向にあり、これまで以上に園児の様子や苦情への対応などについてわかりやく丁寧の説明するとともに情報を共有する必要があります。

保育所や幼稚園から認定こども園への移行が進み、保護者の選択肢が広がるなかで、保護者から選ばれるこども園、いつでも受入れ可能なこども園となることが求められています。

2017(平成29)年度 保護者アンケート調査結果

設 問	満足	どちらかといえば満足	どちらかといえば不満	不満
1 入園の際に園の理念や保育方針、教育・保育の内容について説明は十分でしたか。	77.1%	21.7%	1.0%	0.2%
2 子どもの年齢発達を捉え、教育・保育が進められていると思いますか。	81.4	16.1	2.0	0.5
3 こども園のクラスでのお子さんの様子が「園だより」「クラスだより」等を通じてわかりやすく伝えられていますか。	70.9	26.6	2.5	0.0
4 園内で感染症が発生した際には、その状況について必要に応じて連絡がありますか。	73.2	23.9	2.0	1.0
5 献立表やサンプル表示などにより、毎日の給食内容がわかるようにしていますか、お子さんの様子を見てどう思われますか。	87.7	10.8	1.0	0.5
6 給食の食べ具合について、必要に応じて担任から連絡されていますか。	68.0	27.8	3.2	0.2
7 施設・設備や生活場面での衛生管理のあり方に満足していますか。	74.4	21.7	3.0	0.5
8 防犯防災など安全対策に満足していますか。	74.9	22.2	2.2	0.5
9 懇談会や保育参観・行事などにおいて、保護者が保育に参加する機会についてどう思われますか。	70.8	25.5	2.5	1.2
10 保護者からの苦情や意見に対して、園から十分な回答や説明がありますか。	68.5	26.1	3.2	2.0
11 園や家庭でのお子さんの様子について、日常的に保育教諭と情報交換がなされていますか。	66.3	28.3	2.7	1.5
12 日常的な情報交換に加え、相談や個人面談の機会が設けられていますか。	71.9	24.1	1.7	1.5
13 困ったことや気になることがあった時に、園に気軽に相談できますか。	76.6	19.2	2.2	1.5
14 園でのお子さんの遊びに満足していますか。	79.7	17.0	2.3	0.5
15 園での生活の中で友達との関係など、お子さんの人と係わる力の育ちに満足していますか。	74.6	20.2	3.2	0.2
16 睡眠・排泄・衣服の着脱など、お子さんの生活面での配慮に満足していますか。	80.3	16.0	2.0	0.5
17 お子さんの保護者への保育教諭の姿勢や言動をどう思われますか。	70.1	23.0	4.2	1.7
18 職員のチームワークや雰囲気は満足していますか。	70.1	24.3	2.5	1.7

3 教育及び保育に関する理念と目標

函館共愛会では、2016(平成28)年度の認定こども園への移行に際し、教育及び保育に関する理念や目標等を定めたところですが、2018(平成30)年度の幼保連携型認定こども園教育・保育要領の改訂を踏まえ、下記の通り教育及び保育に取り組みます。

(1) 事業の目的

認定こども園法に基づき、小学校就学前のすべての子どもに対し、健やかな成長が図られるよう適切な環境を整えて、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。

(2) 教育・保育理念

共に育ち合う心 愛情豊かに 出(会)いを大切に

函館共愛会の幼保連携型認定こども園は、子どもたち一人ひとりと愛情豊かに係わり、様々な体験を通し自然や人・物・場所との出会いを大切に、子ども・保護者・保育者・地域の人など多くの人と共に育ち合う心を育みます。

(3) 教育・保育方針

「自己肯定感を育む保育」

様々な人と出会い愛情あふれる環境のもと、子どもが主体的に取り組むことができる「遊び」を通して、自主性・社会性・創造性を培い、自ら考え、自ら行動し、自己肯定感を育むことで、自分らしく生きる力の基礎を育てます。

(4) 教育・保育目標 〈めざす子どもの姿〉

～「生きる力」の基礎を育む～

- ★ 心とからだが元気な子ども
- ★ 仲間を大切にし、よく遊ぶ子ども
- ★ 考え工夫し、ねばり強い子ども
- ★ 身のまわりのことを自分でしようとする子ども
- ★ 自分で考えて行動できる子ども

4 選ばれるこども園をめざして

I 保護者に選ばれ、 子どもが通いたくなるこども園

(1) 教育・保育内容の向上

- ① 全体的な計画等の検証による質の向上
- ② 遊びの選択肢の充実
- ③ 体験を通じた成長促進
- ④ 行事等の見直し
- ⑤ 保育者の資質向上

(2) 子育て支援の充実

- ① 相談支援体制の充実
- ② 関係機関や専門家との連携

II 保護者が働きたくなる こども園

(1) 新卒者の雇用確保

- ① 奨学金制度の創設
- ② 試用期間の短縮

(2) 在職者の労働環境の改善

- ① 人事制度の明確化
- ② 業務の見直しによる労働環境の向上
- ③ 代替制度の導入

(3) 職場の魅力向上

- ① 管理者のマネジメント力の向上
- ② サポート体制の充実
- ③ 相談体制の整備

III 地域に求められる こども園

(1) 地域との連携の強化

- ① 地域交流事業の推進
- ② 地域における公益的な取組みの推進

(2) 施設整備の推進

- ① 駒止・谷地頭認定こども園の統合
- ② 高盛・中央・千才認定こども園の統合
- ③ 亀田認定こども園の安全対策
- ④ 新たなこども園の整備検討

I 保護者に選ばれ、子どもが通いたくなるこども園

函館共愛会では、1934(昭和9)年の発足以来、養護と保育の専門機関として80年を超える経験を積み重ね、乳児保育をはじめ、延長保育や休日保育、障がい児保育に取り組むとともに、地域の子育て支援として一時保育や子育てサロンなどを実施してきたほか、市立保育園の民営化に対する受け皿としても積極的に対応するなど、地域の保育の先導的、中核的な役割を果たしてきました。

2016(平成28)年度からの認定こども園への移行後は、「生きる力」の基礎を育むことを目標に、12のこども園がそれぞれの特徴を活かした子育て支援を行っています。

こうしたなかで、2017(平成29)年度からは、様々な教育理論をベースに、子どもの遊ぶ・学ぶ意欲を引き出すための保育環境のもと、特徴的な保育を行うとともに、テーマ性をもつ「プロジェクト」と呼ばれる保育活動を提唱しているピラミッドメソッドについて研修を行っています。

ピラミッドメソッドは、子どもに寄り添い、安心感が満たされてこそ学ぶ意欲が育つことを大切に、子どもの生活体験に根ざした「遊び」を中心にして学ぶスタイルが取り入れられており、遊びと学びの保育環境が整えられた保育室の中に、目に見える形で遊びを準備し、子ども自身が自主的に遊びを選択できるようにするものです。

また、断片的になりがちな日常の保育活動の中に、テーマ性とねらいを明確に与える大きさや、数、色と形などの「プロジェクト」が用意されており、「保護者対子ども集団」という一方的な伝達による教育風景ではなく、「保育者と子ども、子ども同士」という相互的な学びをめざすものです。

函館共愛会では、こうした教育方法を学び共有し、安全で安心した環境のもと、子どもたちの個性を尊重して、自主性・社会性・創造性を培い自己肯定感を育むことで、自ら考え、自ら行動できる『「生きる力」の基礎を育む』という教育・保育目標を実現し、保護者から選ばれ、子どもが通いたくなるこども園をめざします。

そのため、教育・保育内容の充実と、子育て支援の充実に向け、次のことに取り組めます。



(1) 教育・保育内容の充実

① 全体的な計画等の検証による質の向上

各園が策定する「全体的な計画」などの各種計画について、それぞれの実施状況を評価し、改善を図ることで、教育及び保育の質の向上を図ります。

② 遊びの選択肢の充実

未満児から安心して預けることができ、子どもたちが自ら遊びを選ぶことができるよう教材や教具を揃えるなど環境を整えます。

③ 体験を通じた成長促進

自然との触れ合い、地域との交流、身体を動かすことなど様々な体験を通じ、心と体の成長を促します。

④ 行事等の見直し

各園の特色となっている行事を大切にしつつ、子どもたちの自主性、主体性を尊重した内容、開催方法への見直しを検討します。

⑤ 保育者の資質向上

函館共愛会の教育及び保育に関する理念と目標を理解し、実践できる保育者として、その役割を果たすことができるよう体系的・計画的な学習・研修機会を確保します。

(2) 子育て支援の充実

① 相談支援体制の充実

子育ての不安やストレスを抱え、孤立する子育て家庭が増えていることから、地域における子育てにかかる相談支援体制の充実に努めます。

② 関係機関や専門家との連携

子どもが心身ともに健やかに成長するには、家庭はもとより、こども園のほか、地域や行政、学校、医療機関など様々な機関や専門家が関与することから、より密接な連携及び協働に努めます。



Ⅱ 保育者が働きたくなるこども園

認定こども園は、原則として1日およそ11時間、休日を除く週6日間、年間を通じ子どもを預かり、教育・保育を行っており、保育教諭をはじめ、栄養士、調理員、用務員、事務員など様々な職種の職員により運営されていますが、なかでも大切なのが保育教諭です。

函館市内には2つの養成校があり、保育者の養成を行っていますが、少子化に伴い入学者が減少しており、さらに全国的に保育教諭が不足しているなか、給与など待遇が良い首都圏などに就職する卒業生が多く、地元で就職する新卒者は大幅に減少しており、ここ数年、函館共愛会への新卒者の雇用は数人に留まっています。

また、市立保育園の民営化に伴い2009(平成21)年以降、函館共愛会が開設する施設が3箇所増えたこともあり、正職員など常勤職員の割合が低下し、パートなど非常勤職員の割合が高まるとともに、認定こども園への移行により事務作業の負担が増加しています。

保育教諭の給与水準は、看護師や介護職員などに比べても低く、国では2015(平成27)年度に処遇改善等加算の制度を創設し、2017(平成29)年度からは職員の平均経過年数や賃金改善・キャリアアップの取組に応じた人件費の加算(処遇改善等加算Ⅰ)と技能・経験を積んだ職員への追加的な人件費への加算(処遇改善等加算Ⅱ)が行われています。函館共愛会においても、こうした施設型給付の加算により職務内容や勤務状況に応じ手当を支給するとともに、2018(平成30)年度には給与表を改訂するなど、処遇の改善に努めているものの、人材を確保することの困難さは解消されていない状況にあります。

また、現在勤務している保育教諭からは、給与面での改善に加え、職員間の信頼関係を構築し働きやすい人間関係とすることや、働き方に見合った評価・処遇を求める要望があるほか、事務作業の軽減による労働時間の短縮、人材の確保とともに質の向上、休暇や出張時の代替制度の導入、人事政策の明確化などが求められています。

このため、新卒者の雇用を確保するための新たな方策を検討するとともに、在職者の労働環境の改善に努め、函館共愛会のこども園に勤務することに喜びや誇り、愛着が持てるよう次のことに取り組みます。

(1) 新卒者の雇用確保

① 奨学金制度の創設

養成校へ入学する学生に対し、函館共愛会として新たな奨学金制度を創設し、卒業後の就職を促します。

② 試用期間の短縮

新卒者の採用にあたり現状では臨時職員として採用したうえで、人物評価のうえ、2～3年程度経過後に正職員としていますが、評価結果によってはこの期間を短縮します。

(2) 在職者の労働環境の改善

① 人事制度の明確化

職員の能力や実績を評価し、給与や手当に反映させる評価制度を導入するとともに、人事異動や昇格などの考え方を明らかにします。

② 業務の見直しによる労働環境の向上

行事等の手法の見直しや ICT 機器の活用による事務作業の軽減により労働時間の短縮を図るとともに、同一労働同一賃金の原則を踏まえ採用形態にかかわらず均等・均衡待遇が図られるよう努めるほか、週休二日制の導入を検討します。

③ 代替制度の導入

休暇や出張などの際、代替となる職員を配置できるよう有資格者を登録し、配置できるような仕組みをつくります。

(3) 職場の魅力向上

① 管理者のマネジメント力の向上

こども園は開設時間が長時間におよび、職員は交替でのシフト勤務のため一同に会する機会が少なく、また正職員、臨時職員、嘱託職員、パート職員といった処遇の違いもあることから、良好な職場環境を構築するため、管理者である園長およびこれを補佐する副園長のマネジメント力の向上に努めます。

② サポート体制の充実

職員が明るく安心して気持ちよく働くことができるよう、情報を共有し、相互にサポートを受けることができる職場環境の形成に努めます。

③ 相談体制の整備

こども園の中では解決できない職場の疑問や不満を解消するため、共愛会本部に相談窓口を設け、職場でのストレスの改善を図ります。

Ⅲ 地域に求められるこども園

各こども園では、これまでも地域のお祭りやイベントに参加したり、町内会との交流事業を行うなど、地域と共に活動してきましたが、2018(平成30)年度からは、社会福祉法人としての地域における公益的な取り組みとして、地域の方々を対象に防災講座や食育教室を始めました。

今後とも、こども園と地域との関係性を高め、地域に求められるこども園となるよう、地域との交流事業を推進するとともに、法人が有する人材や資源を活用した公益的な取り組みを行います。

また、園舎の老朽化が進み、自然災害へのリスクを抱えるこども園については、こどもたちが安全で安心して過ごすことができるよう移転・改築などに取り組むほか、正職員の割合を高め、手厚い教育・保育を行うことができるよう、小規模園の統廃合を進めるなど、適正な規模を確保できるよう再編します。

さらに、子どもの数は全市的に減少しているものの、子どもの数は地区ごとに大幅に異なることから、適正配置を考慮した施設整備を行うことで、地域に求められるこども園になることをめざします。



(1) 地域との連携の強化

① 地域交流事業の推進

地域の祭りやイベントに積極的に参加するとともに、近隣の老人福祉施設や商店街などを通じ、多様な人達との交流を進めます。

② 地域における公益的な取組みの推進

法人や各こども園の人材と資源を活かし、子育て支援をはじめ、防災や保健衛生、食育や健康など様々な分野での公益的な取組みを進めます。

(2) 施設整備の推進

① 駒止・谷地頭認定こども園の統合

駒止こども園は土砂災害警戒区域にあり、谷地頭こども園は耐震補強が必要で津波浸水区域にあることから、双方の中間付近で安全な場所への統合園の新設を進めることとし、土地の確保を進めるとともに、保護者の理解が得られるよう説明会を開催します。

② 高盛・中央・千才認定こども園の統合

高盛・中央・千才こども園は、いずれも津波浸水区域となっており、中でも千才こども園は、木造2階建ての建物で保育室は1階にあり2階は職員室のみとなっているため子どもへの危険は低いと考えられるものの、耐震診断により耐震性に欠けるとの結果となったため、施設を統合し津波からの安全性を確保できるこども園の新設に取り組みます。

③ 亀田認定こども園の安全対策

耐震診断の結果、耐震補強が必要とされ、また津波浸水区域であることから、安全性を確保できるよう移転先の候補地選定を進めます。

④ 新たなこども園の整備検討

子どもの減少が小幅に止まり、子ども数が多い地区など共愛会こども園が配置されていない地域での新たな施設整備を検討します。



社会福祉法人 函館共愛会

教育・保育中期計画策定委員会 設置要綱

(設置)

第1条 社会福祉法人函館共愛会の幼保連携型認定こども園の運営に関する中期計画を策定するため、函館共愛会教育・保育中期計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(組織)

第2条 委員会は、委員6名をもって組織する。

(委員および任期等)

第3条 委員は、学識経験者、保護者、函館共愛会関係者のうちから、理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、計画策定終了時までとする。ただし委員が欠けた場合は補欠委員を選任する。

(費用弁償)

第4条 学識経験者および保護者には、費用を弁償することができる。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ、委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、委員会を開くことができない。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は函館共愛会本部において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員が協議し定める。

付則

この要綱は平成30年9月3日から施行する。

委員名簿

(敬称略)

区 分	氏 名	主たる職業・役職
学識経験者	小 岩 眞智子	函館市神山児童館 館長
	毛 利 悦 子	函館大谷短期大学こども学科 教授
	○松 田 賢 一	函館短期大学 保育学科長 教授
保 護 者	中 山 圭	クリエイト&サポート 代表 中部小学校 PTA 会長
函館共愛会	小 川 美保子	駒場認定こども園 園長
	佐々木 千香子	鍛冶さくら認定こども園 園長

○は委員長

開 催 経 過

回数	年 月 日	議 事
第1回	2018年9月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員長選任 ・これまでの取り組み ・新たな計画策定に向けての基本的な考え方 ・今後のスケジュール
第2回	2018年10月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育に関する中期計画たたき台について
第3回	2018年12月11日	<ul style="list-style-type: none"> ・前半部分の修正について ・後半部分のたたき台について
第4回	2019年1月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・教育・保育に関する中期計画素案について